

令和4年

行方市農業委員会

第10回総会会議録

(令和4年10月25日)

令和4年10月25日 行方市農業委員会第10回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第82号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第83号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第84号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第85号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第86号	現況証明願について
議案第87号	行方市農業振興地域整備計画変更（一般管理）に係る意見決定について
議案第88号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第89号	令和5年度行方市農業施策に関する要望書について
報告第50号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第51号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第52号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第53号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次	12番 根本 正義
13番 小沼 正二	14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝
19番 清水 量		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市也
4番 宮内 正美	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 石間 信一	8番 日下 正之	9番 吉田 正弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊信	12番 鈴木 喜昭
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 関口 順一		

3 本日の欠席委員	なし
本日の欠席推進委員	なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後3時00分 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年行方市農業委員会第10回総会を開会させていただきます。
事務局	(会長挨拶) 総会議事日程第2、会長挨拶、高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	それでは、総会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。 日に日に秋が深まってまいりまして、本日は大分気温も下がり、体には本当にこたえるような気温でございます。 また、甘藷等の掘り取りもまだまだということで、委員の皆様におかれましては、忙しい中、総会出席いただきましてありがとうございます。 コロナウイルスの感染者、なかなか先が見えない状況であります。感染対策を行っていきたいと思います。 さて、先日、県の会長、事務局長会議がありまして、活動記録について月5日以上活動をという話がありました。委員の皆様には地区内の見回りを、仕事の行き帰りとか外出時を利用して、記録に残していただければと思います。なかなか面倒くさいことではありますが、よろしくお願いをしたいと思います。 それでは、総会のほうに入っていきたいと思います。 以上です。
事務局	(経過報告) それでは、続きまして、日程第3、経過報告。 10月の行事経過報告により説明いたします。 9月28日、令和5年度農業施策に対する県知事要望、こちらにつきましては、常設審議委員の清水委員出席の下、県庁におきまして知事への要望活動を行いました。 10月17日、常設委員会、こちらも清水委員、事務局出席の下、諮問案件の審査を行いました。 同日、10月17日でございます。令和4年度市町村農業委員会会長、事務局長会議、こちらは水戸市のフェリヴェールサンシャインにおきまして、高塚会長、事務局出席の下、令和4年度農業会議の今後の事業推進について協議をいたしました。 10月21日、農業者年金加入推進特別会議、こちらはJAなめがたしおさい本店におきまして、高塚会長、根崎委員、事務局出席の下、農業者年金の加入推進について協議をいたしました。 10月25日、本日ですが、先ほど広報委員、事務局におきまして、広報委員会におきまして農業だより第35号の発行について協議をいたしました。そして、第10回総会になっております。 以上でございます。

事務局 (議長の選出)
それでは、続きまして、日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

議長 (資格審査報告)
それでは、総会のほうに入っていきたいと思います。
ただいまの出席委員は19名、欠席はございません。定数に達しております。
したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

議長 (会期の決定)
続きまして、本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全議員 異議なし。
議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

議長 (会議録署名人の選出)
議長 議事録署名人を議長において次のように指名いたします。
11番風間啓次委員 12番根本正義委員。

議長 (書記の選出)
議長 それから、総会書記として事務局の寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

議長 (議案の審議)
議長 それでは、議案の審議に入ります。

議長 (議案第82号)
議長 議案第82号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第82号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり)。
議長 ありがとうございます。
それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。
4番 4番、茂木です。第1項の調査報告をします。
調査には横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。
受人には行方市在住、73歳の男性です。農業経営は親子3人で、田畑で16,5

		40㎡です。レンコン、米、春菊等を年間300日営農しています。渡人は水戸市在住の女性です。権利を移転する農地は1,658㎡です。申請事由は農業経営の規模拡大、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転です。今回、権利を設定する土地は自宅より0.3kmのところでした。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。2項の調査報告をします。 この調査には太田、麻生地区4人で調査をしてまいりました。 譲受人は行方市富田、無職、71歳の男性の方、渡人は千葉県柏市、無職、69歳の男性の方です。申請理由は農業経営の安定を図るため。区分は売買による所有権移転です。2人の関係は義兄弟で、持ち分を全部移転することになり、譲受人は田畑を合わせて8,673㎡、水稻、露地野菜、年間従事日数280日、権利を設定する土地は家の隣であり、調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、茂木です。第3項の調査報告をします。 調査には横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。 受人は行方市吉川在住、70歳の男性です。農業経営は9,952㎡、米を栽培しています。渡人は同市麻生在住、73歳の男性です。申請事由は今回移転しようとする田畑は以前から耕作していましたが、自分の名義を希望し、引き続き耕作したいとのことです。移転しようとする農地は兄弟なので贈与をしたいということでした。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。4項の調査報告をいたします。

		調査については麻生、太田両地区4名で調査してまいりました。
		譲受人ですが、市内根小屋在住、50代、会社員兼農業の男性です。渡人も同じく市内根小屋在住、50代の会社員の男性です。申請事由ですが、規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権の移転です。場所は自宅から車で5分ほどのところ。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番 19番、清水です。5項の調査報告をします。 この調査には本澤、近藤両農業委員さん、大原、横田両推進委員さんの協力をいただいで行ってまいりました。 譲受人は市内成田に在住する68歳の方で、水稻、ネギなどを2,067aほど耕作しているということがございます。譲渡人は茨城県農林振興公社ということ。申請事由は経営の規模拡大を図るために売買によって所有権を移転したいということ。通作距離も7kmということで、問題のないものというふう調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、椎名です。第6項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は行方市南在住、72歳、農業の男性です。渡人は行方市南在住、64歳、無職の男性です。2人は親戚関係になります。申請事由は農業経営の規模拡大を図る。区分は売買による所有権の移転です。権利取得後の経営面積は13,319㎡になります。自宅から土地までの距離は50mです。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。

3	番	<p>3番、近藤でございます。7項について調査報告いたします。</p> <p>調査には本澤、清水両委員、大原、横田推進委員に協力をさせていただきました。</p> <p>受人は東京都中央区在住の会社員兼農業の男性です。貸人は行方市両宿在住の67歳の男性でございます。申請事由は農業経営規模拡大し経営の安定を図るため、区分は賃貸借権になります。現在、醸造用のブドウを22,037㎡植えられており、今回申請地719㎡を合わせますと22,756㎡の作付になります。農業従事日数も210日以上、行方市両宿にある実家住宅から1km、車で6分ほどでございます。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
6	番	<p>6番、平塚です。第8項の調査報告をいたします。</p> <p>この調査には橋本委員、宮内推進委員のご協力をいただきました。</p> <p>譲受人は市内四鹿在住、40代の兼業農家です。譲渡人は潮来在住、70代、会社員の方です。申請事由は議案書のとおり、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、売買による所有権移転です。当該申請地は3筆とも行方市四鹿で、県道水戸鉾田佐原線の青沼、内山建設付近から北西に500mほど入った土地改良区内の田です。受人は12年ほど前からこの田を耕作しており、所有者の引退を機に買い受けることになったようです。取得後の経営面積は田畑合わせて14,914㎡です。通作距離は車で2分ほどです。農機具も整っており、必要書類も添付されていますので、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様の審議をお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
3	番	<p>3番、近藤でございます。第9項の調査報告をいたします。</p> <p>調査には本澤、清水両委員、大原、横田推進委員に協力をさせていただきました。</p> <p>受人は行方市内宿在住の52歳の農業の男性です。主に水稻15,340㎡、サツマイモ20,728㎡、バレイシヨ15,000㎡を耕作しております。渡人は行方市内宿在住の76歳の農業の男性の方です。受人と渡人の関係は親子でございます。今回の申請事由は所有者が高齢なため贈与による所有権移転申請するものでございます。今回権利を設定しようとする土地は、田9筆、15,340㎡、畑18筆、20,761.73㎡、合計36,101.73㎡でございます。受人の農業</p>

従事日数は年間300日あり、労働力も両親、妻の4名で、収穫期のみ臨時1名を
 採用しております。農機具もそろい、許可相当と調査してまいりました。皆様のご
 審議よろしくお願いいたします。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいた
 全 員 異議なし。(全員一致)
 議 長 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
 8 番 8番、古渡です。第10項の調査報告をいたします。
 この案件には高塚会長、郡司委員に同行していただきました。
 譲受人は行方市玉造甲に住む65歳の農業の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む
 66歳の無職の男性です。受人は田畑合わせて10,495㎡になります。主に露
 地野菜をつくっているようです。申請理由は贈与による所有権移転でございます。
 場所は玉造大宮神社から南へ500mぐらい行ったところになります。皆様方のご
 審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異
 全 員 異議なし。(全員一致)
 議 長 異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。

(議案第83号)

議 長 次に、議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可につい
 て、この件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第83号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明
 する(別紙議案書のとおり)。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、1項ごとに審議をいたします。
 1 項の調査員より調査の報告を求めます。

1 0 番 10番、本澤です。第1項についての調査結果を報告いたします。
 この調査には清水、近藤両委員さん、そして横田、大原両推進委員さんの協力の
 下、調査をしてまいりました。
 申請人は市内小貫在住、71歳の農業の男性です。申請事由として、農業用倉庫の
 違反転用の是正です。平成10年頃から一部が農地にかかっているとわからず、農
 業用倉庫を建設して使用していたということでもあります。始末書、関係書類も添付
 されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願い
 いたします。

議 長 調査の結果は、始末書等も添えられ、許可相当ということでした。審議をお願いい

		たします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 8	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 8番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。 この案件には高塚会長、郡司委員に同行していただきました。 申請人は行方市玉造甲に住む48歳の建材業の男性です。申請人はこの土地を一時 転用、資材置場にしたいようです。事業計画書、始末書など必要書類も添付され、 問題がないものと判断してまいりました。場所は玉造小学校から南へ500mぐら いのところ。皆様方のご審議、よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添えられており、許可相当ということでした。審議をお 願ひいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第84号)
議	長	次に、議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移 転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事 務 局		議案第84号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴 う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。
議 8	長 番	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。 8番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。 この案件には高塚会長、郡司委員に同行していただきました。 譲受人は行方市玉造甲に住む65歳の農業をやっている男性です。譲渡人は同市玉 造甲に住む66歳の無職の男性です。申請人は自己住宅敷地の一部の是正です。事 業計画書、始末書など必要書類も添付され、何ら問題がないものと判断してまいり ました。場所は玉造大宮神社から南へ500mぐらいのところ。皆様方のご審 議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書、その他必要書類も整っており、許可相当ということとし た。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第85号)
議	長	次に、議案第85号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認につ いての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局	議案第85号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説明する（別紙議案書のとおり）。
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
4番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 4番、茂木です。第1項の調査報告をいたします。 調査には横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。 5条の規定による許可後の事業計画変更、一時転用について調査報告をします。受人は石岡市、土木工事を営む会社です。渡人は行方市中根在住、46歳の会社員です。申請事由ですが、道路工事を施工するに当たり、資材置場として一時転用で申請されたものですが、9月24日まででした。今回、工期延長のために12月31日まで延長したいということです。申請地は市内中根、カネカ工場から西へ500mのところ。周囲の状況、隣接農地等についても支障もないと思われます。関係書類等についても整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
18番	18番、根崎です。第2項の調査報告をします。 この調査には風間、内藤両農業委員、関口推進委員と調査してきました。 譲受人は市内谷島在住、土建業代表の男性です。渡人は市内浜在住、会社員兼農業の男性です。公共事業の減少に伴い、山砂の販売が予定どおり搬出できなかったため、再度2年間の延長で搬入路として申請されたもので、区分は賃貸借権の設定です。場所は行方消防署玉造出張所より西へ200mくらいのところ。何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上。
議長	調査の結果は、何ら問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全員	異議なし。（全員一致）
議長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第86号）
議長	次に、議案第86号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	議案第86号 現況証明願について説明する（別紙議案書のとおり）。
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。

		1項の調査員より調査の報告を求めます。
議	1 5 番	15番、郡司です。第1項の調査報告をいたします。 この案件については高塚会長、古渡委員とともに調査してまいりました。 申請人は70代で、行方市西蓮寺に在住し、無職の方です。申請事由については地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は西蓮寺のお寺から南へ約700mくらいのところになります。昭和40年度の頃から宅地として利用してきたそうです。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明書の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、宅地になっており、農地に戻すのは難しいということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
議	1 0 番	次に、2項の調査員より調査報告を求めます。 10番、本澤です。第2項についての調査結果を報告いたします。 なお、この調査にも清水、近藤両委員さん、そして横田、大原両推進委員さんのご協力の下、調査をしてまいりました。 申請人は市内小貫在住、71歳の農業の男性です。願出要旨は地目変更登記のための非農地証明です。30年ほど前から宅地の一部として植木等を植林してしまい、見たところ現在農地に復元することは困難な状況にあると判断してまいりました。そして、非農地証明の交付は妥当ということで調査をしてまいりました。皆様方のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
		(議案第87号)
議	長	それでは、次に、議案第87号 行方市農業振興整備計画変更(一般管理)に係る意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第87号 行方市農業振興地域整備計画変更(一般管理)に係る意見決定について説明する。 別紙、資料ナンバー1をご確認いただきたいと思います。令和4年10月5日付で行方市長より農業委員長宛てに農業振興地域整備計画の変更に関わる意見を求められております。今回は案件として3件ございます。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。

- 9 番 9番、内藤です。第1項の調査報告をいたします。
この案件につきましては風間、根崎両委員、関口推進委員の協力の下、調査をしてまいりました。
申出者の方は東京に在住する法人会社代表、豊島区の男性です。土地所有者は市内浜に在住する男性です。変更目的についてはドッグラン施設として除外申請です。申出人は市内浜に旅館を経営しており、近年のペットブームによりペット同伴の客を受け入れる計画ということです。よって、旅館敷地内駐車場の隣に中・大型犬用のためのペットハウスの設置と申請地にドッグランの設置計画でございます。現場は国道355号の浜のところから200m、霞ヶ浦の方に行ったところとございませぬ。調査の結果、事業計画書土地の権利者の同意書等、必要書類も整っており、問題ないものと調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませぬか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、1項は農用区域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
- 議 1 5 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
15番、郡司です。第2項について高塚会長に代わって調査報告いたします。調査は高塚会長、郡司、古渡両委員と野原推進委員にも同行をお願ひして行いました。
申請人は市内手賀在住、農業の70代の女性の方です。申請事由については宅地への進入路ということで、父親の代から長年にわたり使用して、宅地への進入路が農地であることが判明し、無断転用を是正したいとのことでした。始末書、その他書類等も添えられており、よって、農業振興地域より除外申請について許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませぬか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、2項は農用地域から除外することに異議のないものと決定をいたします。
- 議 1 5 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
15番、郡司です。第3項について高塚会長に代わり調査報告いたします。調査は高塚会長、郡司、古渡両委員と野原推進委員に同行をお願ひし、現地確認を行いました。
申請人は市内手賀の運送業の法人代表の方です。申請事由は自家用給油所及び停車場ということで、県道拡張改造工事に伴い、法人の自家用給油所も移転することになり、土地を探しておりましたところ、近くの農地を譲り受けることになりました。

た。現在、事業のほうも順調で、車の台数も増えており、駐車場も整備されている
 ということです。場所は県道水戸神栖線、小座山の信号より北へ100mのところ
 になります。必要書類等もそろっており、農業振興地域より除外申請について許可
 相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござ
 いませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、3項は農用地区域から除外することに異議のないものと決定をい
 たします。

（議案第88号）

議 長 次に、議案第88号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
 の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第88号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について説明す
 る。
 別紙、資料2をご覧くださいと思います。
 令和4年10月6日付で行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がありまし
 た。交付申請書のとおり、行方市手賀在住の農業後継者となります。以上です。

議 長 それでは、調査員より調査報告を求めます。
 1 5 番 15番、郡司です。高塚会長に代わって調査報告いたします。
 申請人は市内手賀在住、23歳の農業の男性の方です。7月より親元で収納し、現
 在、農業形態は施設トマト、春菊、露地野菜の後継者であります。現在、両親とと
 もに技術の習得に励んでおります。将来的には規模拡大を行っていきたいそう
 です。後継者として申し分ないと思います。調査の結果、なめがた新規就農活力
 応援補助金交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上
 です。

議 長 調査の結果は、なめがた新規就農活力応援補助金交付の推薦ということでした。審
 議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）
 議 長 異議なしと認め、なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦するこ
 とに異議のないものと決定をいたします。

（議案第89号）

議 長 次に、議案第89号 令和5年度行方市農業施策に関する要望書についての件を議
 題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第89号 令和5年度行方市農業施策に関する要望書について説明する。
 別紙資料3をご覧くださいと思います。
 こちらの件につきましては、6月に農業委員及び推進委員、認定農業者等、また農

業団体から意見を集約しまして、先月、9月26日に農政部会を開催しまして、その中で取りまとめさせていただきました。その取りまとめました意見書につきまして本日提案させていただいたものとなっております。内容につきましては農政部会部会長、小沼部会長よりご報告いただきたいと思います。以上です。

議
1 3 番

長 それでは、小沼農政部会長より説明をお願いいたします。

それでは、説明したいと思います。

今年も来年の予算編成に当たり、農業委員会として行方市の基盤産業である農業において、現場の声を集約した農業施策に関する要望書を市に提出したいと考えております。

それでは、皆さん、資料3を見てください。

令和5年度農業施策に関する要望書に基づきまして説明いたします。

全体の構成につきましては、1、農地保全と有効利用の対策について、2、担い手・経営対策の強化について、3、農業委員会組織対策について、4、基本農政の確立対策についてということで4つの項目により構成しております。

まず1つ、農地保全と有効利用の対策につきましてですが、担い手の農地利用の集積・集約に関することとして、人・農地プランの推進、農地の基盤整備の推進となっております。遊休農地の発生防止・解消に関することとして、中間管理事業の推進と農地の復元及び保全管理への取組を求める内容となっております。

次に、担い手・経営対策の強化についてですが、肥料、飼料、農業資材の価格高騰に対する経営支援、高齢化による担い手不足解消のための後継者育成、将来の地域農業の中心になる役割を担う認定農業者に対する支援を求める内容となっております。

次に、3、農業委員会組織対策ですが、地域計画の指定における目標地図の作成に伴う業務量の増加を踏まえた事務局の体制整備をお願いする内容となっております。

最後に4、基本農政の確立対策ですが、鳥獣害対策の強化、農福連携の推進、地産地消や食育等の推進、大規模自然災害の備えと復旧・復興の対策をお願いする内容となっております。

以上、令和5年度要望書について説明をさせていただきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議
長

それでは、ただいま小沼農政部会長から説明を受けました。要望書につきましては農政部会を中心に検討を重ねた結果であります。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全
員
議
長

異議なし。（全員一致）

異議なしと認め、令和5年度行方市農業施策に関する要望書については原案のとおり決定をいたします。

（報告第50号）（報告第51号）

（報告第52号）（報告第53号）

議	<p>長 次に、報告案件に入ります。</p> <p>報告第50号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第51号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第53号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>報告第50号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について下説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第51号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。</p> <p>別紙、資料4をご覧いただきたいと思います。</p> <p>農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないこととなっております。</p> <p>今回は9月11日から10月7日までの1か月間に報告書を提出いただいたものにつきまして報告いたします。今回は1法人から報告がございました。</p> <p>農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要がありまして、1つ目が、法人形態要件で、2つ目が事業要件で、主たる事業が農業であることで、農業と関係事業が売上げの過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業従事者、農地提供者、市町村、農協などの農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が2分の1未満であること。4つ目が役員要件で、業務執行役員の過半の者が農業法人の農業に150日以上従事して、さらにその役員、または事業の使用人のうち1人が60日以上農作業に従事していることとなっております。今回、提出のありました法人につきましては、こちらの4つの要件を満たしておりますので、報告させていただきます。</p> <p>報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）</p> <p>報告第53号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。</p>
議 全 議	<p>長 それでは、報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。（全員一致）</p> <p>長 異議なしと認めます。</p> <p style="text-align: center;">（閉会宣告） 午後3時45分</p>
議	<p>長 それでは、これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>よって、第10回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。</p>

